

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)
- 建築物全体
 - 複合建築物の非住宅部分
 - 複合建築物の住宅部分
- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)
- 住宅部分：
- 誘導仕様基準
 - 仕様・計算併用法
 - 標準計算法
- 非住宅部分：
- モデル建物法
 - 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅	m ²	別表第三 5の1 (1) 円(a)	別表第三 5の2 (1) 円(A)
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第三 5の1 (2) ア 円(b)	別表第三 5の2 (2) ア 円(B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第三 5の1 (1) 円(c)	別表第三 5の2 (1) 円(C)
	非住宅部分の床面積の合計	別表第三 5の1 (2) イ 円(d)	別表第三 5の2 (2) イ 円(D)
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合計 円

(注意)

- 1 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 2 「別表第三」とは、文京区建設事務手数料条例別表第三を指す。
- 3 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項の規定において準用する第30条第2項の規定による申出をする場合は、上記合計に文京区建設事務手数料条例に定める額を加える。
- 4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。